

資料 1

阪神高速道路の料金に関する懇談会(第8回)

経済対策等に基づく高速道路料金の引下げについて

平成 21年 6月 10日

阪神高速道路株式会社

目次

高速道路料金の引下げ等にかかる方針について	P 1
阪神高速道路の料金引下げ計画(案) 【意見募集(案)】	P 2
意見募集結果の概要	P 3
料金引下げまでの手続きの流れ	P 4

高速道路料金の引下げ等にかかる方針について

政府の経済対策などとして、高速道路料金の引下げや債務承継についての方針が発表されました。

「生活対策」(抜粋)

平成20年10月30日
新たな経済対策に関する政府・与党会議
経済対策閣僚会議合同会議

第1章 基本的考え方 (省略)

第2章 具体的施策

- (第1の重点分野) 生活者の暮らしの安心
- (第2の重点分野) 金融・経済の安定強化
- (第3の重点分野) 地方の底力の発揮

地方活性化対策

高速道路料金の大幅引下げ

- 物流効率化のため、平日、割引がなかった時間帯への割引の導入等
- 観光振興や、地域の生活・経済支援のため、休日、地方部の長距離利用料金や、首都・阪神高速利用料金の引下げ等を**当面平成22年度まで実施**

(以下略)

国土交通大臣の高速道路料金引下げについての発言(10月29日)

- (1) 土日祝日、大都市圏を除く高速道路、乗用車を対象、大幅に料金を引下げ
(原則1,000円、場所によっては1,500円程度)
- (2) 平日、大都市圏を除く高速道路、全時間帯に割引を導入 (3割引程度)
- (3) **首都高速、阪神高速、休日、一定の割引を導入**

「道路特定財源の一般財源化等について」(抜粋)

平成20年12月8日
政府・与党

本年5月の閣議決定「道路特定財源等に関する基本方針」等に基づき、以下の措置を講ずることとし、関連法案を次期通常国会に提出する。

1. 道路関連支出の無駄の排除
2. 道路特定財源制度の廃止
3. 新たな中期計画
4. 地域の基盤整備
5. 既存**高速道路ネットワークの有効活用・機能強化**昨年12月の政府・与党合意「道路特定財源の見直しについて」に基づき、**総額2.5兆円の債務承継を本年度末までに行い**、地域の活性化、物流の効率化、都市部の深刻な渋滞の解消、地球温暖化対策等の政策課題に対応する観点からの**高速道路料金の引下げ等を着実に実施**する。
なお、**都市高速については、「生活対策」**(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)における**重点的な引下げの後に、上限料金を抑えつつ、対距離料金制度を検討**する。
6. 一般財源化に伴う関係税制の税率のあり方
7. 平成20年度予算における措置

阪神高速道路の料金引下げ(案)【意見募集(案)】

高速道路の有効活用を図るための約10年間の取組み、及び「生活対策」としての平成22年度までの取組みについて、計画(案)を作成、意見募集を実施しました。

平成22年度までの取組み

休日割引

- ・土日祝日(終日)2割引を、3割引程度に拡充(普通車限定)
東線700円 500円、西線・南線500円 350円

約10年間(H29年度まで)の取組み

阪神高速湾岸線

- ・湾岸線連続利用割引： ¥100～ 普通車の料金。大型車は2倍。
湾岸線で料金圏界を1回通過する度に割引く金額。
対距離料金制度に併せて拡充を検討。

阪神高速北神戸線・神戸線

- ・新神戸トンネル連続利用割引： ¥300～
普通車の料金。大型車は2倍。
新神戸トンネルと阪神高速北神戸線・神戸線との連続利用について割引。
阪神高速の対距離料金制度に併せて引下げ幅の拡充、ネットワーク化を検討。

放射高速道路 阪神高速 連続利用

- ・会社間連続利用割引(H23～)： ¥100 普通車の料金。大型車は2倍。
国幹道等と阪神高速を連続利用し、阪神高速の利用が一定の距離(混雑区間、特定料金区間を除く)までの場合に適用。

阪神高速京都線

- ・通勤時間帯割引(平日6～9時,17～20時)：(H21～H22)¥250(H23～H29)¥300(山科～鴨川東は¥250)
- ・土日祝日割引(0～24時)：(H21～H22)¥250(H23～H29)¥300(山科～鴨川東は¥250)
平日は、月～金。普通車の料金。大型車は2倍。

阪神高速道路(阪神東線・阪神西線・阪神南線)

- ・曜日別時間帯割引：夜間2割引(平日0時～6時、22時～24時)、土日祝日2割引(0時～24時)
- ・物流事業者向けの割引(大口5%)
- ・「生活対策」における重点的な引下げの後に、平成19年9月に公表した料金案^注を基本に、上限料金を抑えつつ対距離料金制度を検討
(その際、段階的な対距離料金、事業者向け割引(大口多頻度)の拡充を検討)

注) 阪神東線は下限400円上限1,200円とする対距離料金

意見募集結果の概要

作成した計画(案)について、ホームページ等を通じた意見募集を実施したところ、約2万件のアクセスがあり、2600人以上の方からご意見をいただきました。

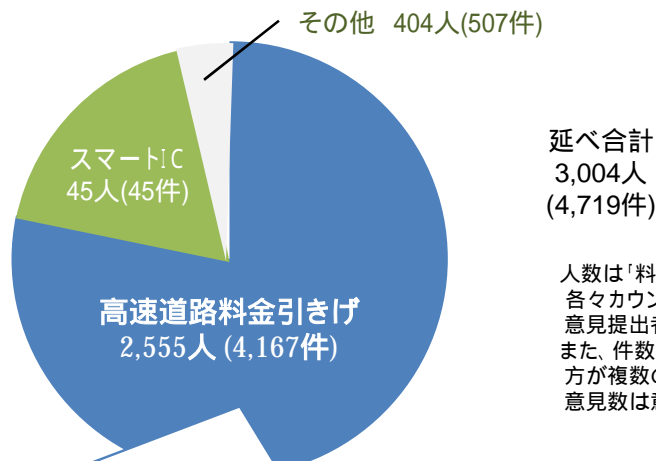
【実施期間および方法】

- (1) 意見募集期間：平成21年1月16日(金)～平成21年1月25日(日)
- (2) 意見募集方法：記者発表及び高速6会社・機構ホームページへの掲載により意見を募集
- (3) 意見受付方法：ホームページ、郵送

【ご意見の受付状況】

意見募集ホームページへの総アクセス数：20,043回
ご意見を提出して頂いた方の人数：2,657人

【ご意見の概要】



延べ合計
3,004人
(4,719件)

人数は「料金引き下げ」「スマートIC」「その他」で各々カウントしており、重複があるため合計値は意見提出者数の2,657人より多い。
また、件数は意見の数をカウントしており、一人の方が複数の意見を記載されたケースがあるため、意見数は意見を提出して頂いた方の人数より多い。

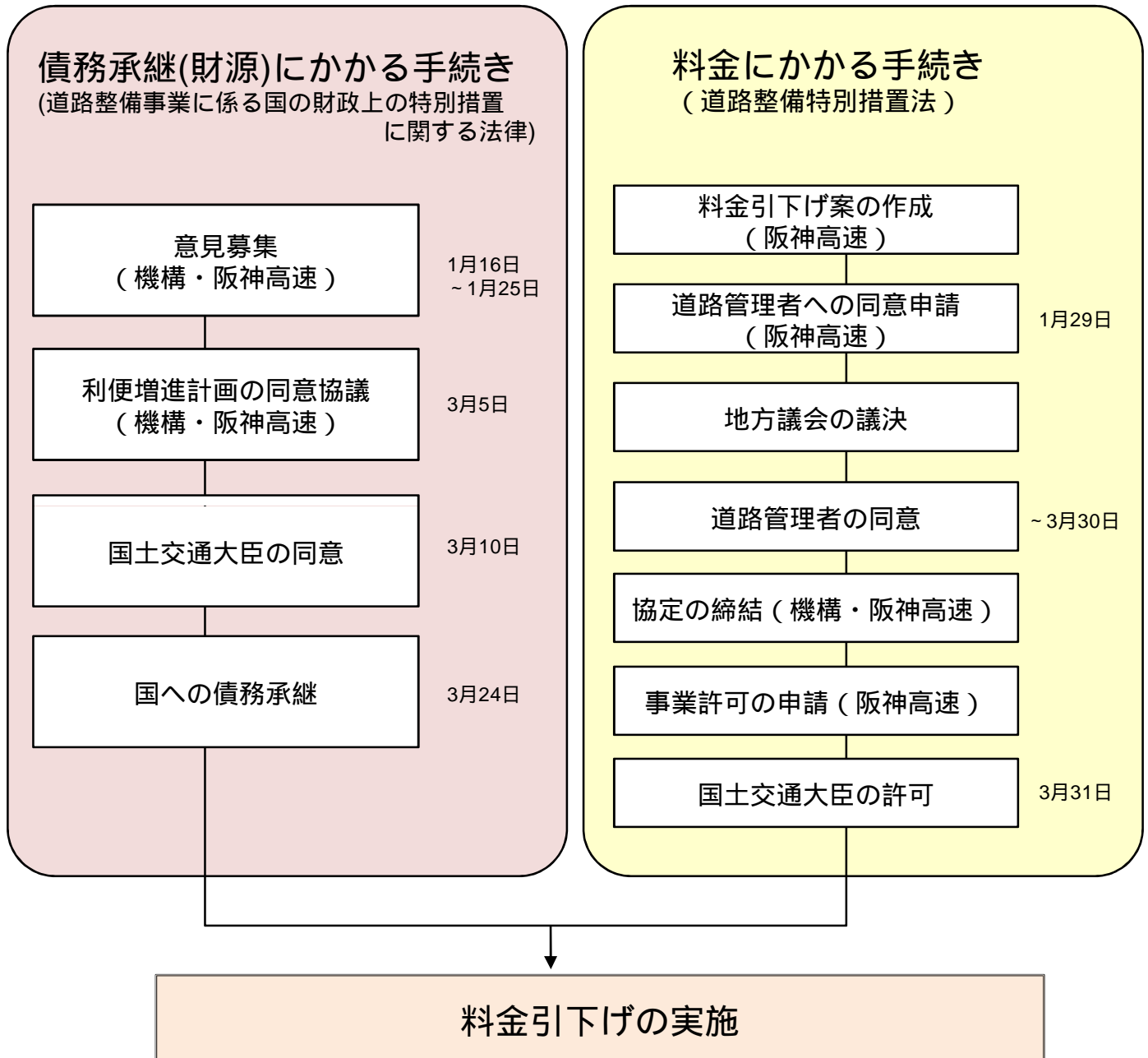
- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| (1) 提案の内容を拡大して実施すべき | 2,220人 (3,800件) |
| (2) 早急に実施すべき | 128人 (128件) |
| (3) 渋滞や事故の増加、環境が悪化するので料金引き下げは見直すべき | 82人 (114件) |
| (4) 公共交通が衰退するので料金引き下げは見直すべき | 79人 (79件) |
| (5) 料金引き下げに国費を投入すべきではない | 46人 (46件) |

阪神高速道路に関する意見

- ・都市高速道路において、軽自動車の料金区分を設けて欲しい。
- ・高速道路料金の車種区分を見直して欲しい。
- ・阪神高速の西大阪線、池田線端末部、第二京阪道路など特別な料金が設定されている区間などの料金を下げて欲しい。
- ・都市高速の対距離制の導入は時期尚早であり経済状況などを勘案して検討してほしい。
- ・対距離制導入の際も、首都高速及び阪神高速の対距離料金制の上限金額を下げて欲しい。また、各種割引を充実させて欲しい。
- ・東京外環、中央道、圏央道、都市高速、新神戸トンネル等の連続利用割引などの割引額を上げて欲しい。
- ・阪神高速は平日も休日割引(500円)を実施すべき。

料金引下げ実施までの手続きの流れ

意見募集を行い作成した料金引下げ計画について、国土交通大臣の同意を経て、債務承継が行われました。
あわせて、関係自治体の議会議決等、料金にかかる手続きを実施、これを経て、料金引下げを開始しました。



料金引下げに必要な手続き等を終えた会社から、順次、料金引下げを開始。
高速6社全体としては、料金引下げ開始について3月13日に発表。
地方自治体の議会議決が必要となる阪神高速では、これらの手続きを終えた3月31日にあらためて内容を発表。